

【声明】核兵器禁止条約の発効条件達成を歓迎し、日本政府の署名・批准を求める

2017年7月7日、国連において採択された核兵器禁止条約は、3年余を経た去る10月24日、批准国が50ヶ国に達し、90日後の2021年1月22日に発効することとなった。

核兵器禁止条約の採択によって、核兵器のいかなる使用も、国際法の原則と規定にも人道にも市民的良心の命ずるところにも反するものであることが、明文化された。条約発効により、核兵器の違法性・非人道性は名実ともに国際原則として確立される。核兵器保有国やそれに従属する国がこの条約を敵視しようとも、核兵器の違法性・非人道性という国際原則から逃れることは、もはやできなくなったのである。これは、広島・長崎への原爆投下から75年をかけて、原水爆禁止の国際的な世論と運動と被爆者たちの苦難の道のりを経てついに花開かせた、世界史の画期をなす成果である。

日本科学者会議は、その創立以来、科学者の社会的責任として原水爆禁止運動に取り組み、特に、原水爆禁止世界大会科学者集会を33回にわたって開催し、核兵器廃絶を訴えてきた。この9月27日にも定期大会で「(決議)日本政府は直ちに「核兵器禁止条約」の署名・批准を行うよう強く要求する」との決議を発出した立場からも、条約発効条件の達成を心から歓迎する。

しかし、日本政府・与党は、唯一の戦争被爆国の使命に反して、核兵器禁止条約に反対しつづけている。現在、核兵器保有国は軒並み核兵器の近代化に乗りだしているが、日本政府・与党の姿勢は、こうした核兵器保有国の横暴をまさに利するものである。そして、日本政府・与党は、米国の核兵器体制の維持強化に積極的に加担協力さえしているのである。

核兵器禁止条約が多く国々に支持され、発効の運びとなったことは、米国の核兵器に依存する日本政府・与党の政策が国際的に正当性を持ち得ないことを、鮮明に示している。そして、条約の発効と、署名批准した多数の国々の存在は、日本国憲法前文・9条にしたがって平和外交を進めて安全保障を確保することは決して空理空論でなく、むしろそれを支える強力な基盤が存在していることを、如実に示すものである。

日本が核兵器禁止条約に参加するなら、中国、北朝鮮、ロシアと日米同盟との軍核競争・軍事的緊張の構図は一変し、東アジアの平和共存にむけて大きく前進することができる。また、広島・長崎の被爆者認定、米国の水爆実験で被ばくした元漁船員らの健康被害に対する救済措置など、被ばく者に対する日本政府の不当を極める政策も転換されることになる。それらが国内外にもたらす好影響は、はかりしれない。

私たちは核兵器禁止条約の発効条件の達成を心から歓迎し、改めて、日本政府が核兵器禁止条約に直ちに署名すること、その後、国会がただちに批准することを、強く求める。

また、既存の核不拡散条約(NPT)は米ロ英仏中の5ヶ国を「核兵器国」として特権的な地位を認めるものであるが、同条約下でも2000年開催のNPT再検討会議で、第6条の「核軍備縮小・撤廃のために誠実に交渉を行う」義務として、締約国の全会一致により「核兵器を廃絶するという核兵器国による明確な約束」が採択された。核兵器禁止条約発効を迎えて、核兵器の完全廃絶の実現を、「核兵器国」をはじめとする全ての核兵器保有国に迫る運動がますます重要になったといえる。被爆国の日本政府こそがその運動の先頭に立つべきである。

日本科学者会議は核兵器廃絶に一層尽力する決意である。

以上

2020年10月31日

日本科学者会議幹事会

Mail : mail@jsa.gr.jp Tel;03-3812-1472